# 「自転車交通安全対策に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況 (2回目のフォローアップ)の概要(ポイント)

【勧告先】内閣府、国家公安委員会(警察庁)、文部科学省、国土交通省 【勧告日】平成27年4月24日 【1回目の回答日】平成27年12月15日~17日 【2回目の回答日】平成29年2月7日~15日

1 自転車ネットワーク計画(注)の策定推進

# 主な勧告事項(調査結果)

- 計画策定の必要性に関する情報の市区町村への提供
  - 国土交通省は、市街化の状況・自転車利用状況・自転車関連 事故のデータを用いて計画策定の必要性等を分析
  - これらのデータや分析結果は、必ずしも十分に市区町村に情報提供されず

(注) 面的な自転車ネットワークを構成する路線とその整備形態等を示す計画

# 主な改善措置状況

【国土交通省】

- 計画策定の早期進展等のため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を改訂(平成28年7月)し、新たな手法(一定のエリアや基幹ルートを中心とした自転車ネットワーク等を対象とした段階的な計画策定の取組等)を提示
- 自転車事故又は自転車利用が多い市区町村に対し、計 画策定の必要性に関する情報を個別提供
- ⇒計画策定済みの市区町村数が増加(平成25年4月時点で53市区町村、28年4月時点で92市区町村。29年度までに策定予定が61市区町村)

# 2 自転車交通安全教育の推進

# 主な勧告事項(調査結果)

- 指導警告票に係る情報の適切な活用の推進
  - 教育委員会(教委)や学校の中には、警察との連携により、 指導警告票(注)の交付情報を自転車交通安全教育に活用して いるものあり
  - 27教委中25教委が指導警告票の交付実績を未把握 うち、10教委は、交付実績の把握の必要性を感じると回答 同じく38中学校・高等学校中34中学校・高等学校で未把握 うち、16校は、交付実績の把握の必要性を感じると回答

(注)道路交通法違反行為を行った運転者等に対して、当該違反行為を指摘するなど指導警告を行う内容の書面

# 主な改善措置状況

【文部科学省、国家公安委員会(警察庁)】

○ 平成28年9月末までに、45都道府県において、都道府県 警察が提供した指導警告票に係る情報を自転車交通安 全教育に活用(2都道府県は活用に向けて協議中)

<活用例•取組例>

- 県教育委員会では、指導警告票に係る情報を校長会を通じて配布し、生徒への交通安全指導に活用
- 県警察では、指導警告票に係る情報の適切な活用、効果的な自転車交通安全教育がなされるよう、県学校安全指導者養成研修会に交通部担当者を講師として派遣 等

# 3 自転車関連事故情報の活用

# 主な勧告事項(調査結果)

- 情報の内容やニーズに応じた市区町村への自転車関連事 故の発生状況に係る情報等の提供充実と活用の周知
  - 自転車関連事故件数等の市区町村別のデータは必ずしも公表されず
  - 都道府県警察の中には、市区町村別の自転車関連事故情報を 公表しているもの、自転車関連事故発生箇所を地図上に図示 しているものあり

# 4 自転車交通安全対策の目標

# 主な勧告事項(調査結果)

- 第10次交通安全基本計画の検討過程での目標に係る論 点の提示
  - 目標設定により、様々な取組からなる自転車交通安全対策に おいて取組全体に総合性を与え、施策全体としての進展が期待
  - 国の交通安全基本計画などの上位計画での数値目標がないことを原因・遠因として、数値目標を設定していないと考えられる地方公共団体あり

# 主な改善措置状況

【国家公安委員会(警察庁)、内閣府】

平成28年9月末までに、47都道府県警察全てが地方公 共団体等に対し自転車関連事故の発生状況に係る情報 を提供

## <取組例>

市からの相談を受けて情報提供した自転車関連事故の発生状況について、市の自転車ネットワーク計画に盛り込まれ、自転車交通安全対策の検討に活用 等

○ 都道府県・政令指定都市に対し、都道府県警察から提供される自転車関連事故の発生状況に係る情報の活用について、管内市区町村に周知を依頼(平成27年10月)するとともに、平成28年度も、交通安全対策主管課(室)長会議等の場で一層の周知

# 主な改善措置状況

【内閣府】

- 中央交通安全対策会議専門委員会議(注1)の結論(注2)を 踏まえ、第10次交通安全基本計画(平成28年3月決定) における目標を設定
  - なお、基本計画では、新たに、自転車運転者講習制度(注3)の適切な運用、スマートフォン等やイヤホン等を使用した状態での乗車の危険性等の周知などを明記
  - (注1)交通安全基本計画の作成に当たり、交通安全対策基本法(昭和45年法律 第110号)第15条第4項に基づき開催される学識経験者等の会議
  - (注2)第9次基本計画の「交通事故死者数の減少割合と同程度又はそれ以上の割合での減少を目指す」という方向の目標設定がふさわしい
  - (注3)道路交通法の一部を改正する法律(平成25年法律第43号)に基づき、交通 の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を反復して 行った自転車の運転者に対し、自転車運転者講習を実施する制度であり、 平成27年6月1日から開始

# 自転車交通安全対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告 に対する改善措置状況(2回目のフォローアップ)の概要

## 【調査の実施時期等】

1 実施時期 平成25年12月~27年4月

2 対象機関 調査対象機関:内閣府、国家公安委員会(警察庁)、文部科学省、国土交通省

関連調査等対象機関:都道府県(教育委員会を含む。)、市区町村(教育委員会を含む。)、都道府県公安委

員会(都道府県警察)

【勧告日及び勧告先】 平成27年4月24日 内閣府、国家公安委員会(警察庁)、文部科学省、国土交通省

【回答年月日】 内閣府 平成27年12月16日 国家公安委員会(警察庁) 平成27年12月17日

文部科学省 平成27年12月15日 国土交通省 平成27年12月17日

【その後の改善措置状況

に係る回答年月日】 内閣府 平成29年2月9日 国家公安委員会(警察庁) 平成29年2月15日

文部科学省 平成29年2月7日 国土交通省 平成29年2月14日

## 【調査の背景事情】

- 自転車は、買物や通勤・通学などで幅広く利活用され、近年の健康志向等とも相まって、自転車利用は量、範囲とも広がり続けている とみられる
- 近年では、「公共交通の機能補完」等のため、自転車を利活用したまちづくりなどに取り組む地方公共団体等の例がみられ、「自転車利用」は、地域政策における要としての側面あり
- 〇 一方、自転車関連事故は年間約 12 万件(平成 25 年) 発生し、全交通事故件数の約 2 割を占め、また、自転車乗用中の死傷者は 12 万 529 人(全交通事故死傷者数の 15.3%) であり、死者は 600 人(全交通事故死者数の 13.7%) と G7 各国のうちで最も高い水準であるなど、自転車交通安全対策の充実・強化は急務
- 自転車事故死傷者数のおよそ3人に2人は何らかの法令違反があり、ルールを守らないのは、「通行環境が不十分」、「違反をしても事故を起こす可能性は低い」といった理由によることから、「みち」(自転車通行環境の整備)、「ひと」(自転車交通安全教育の推進)の対策とともに、どこでどのような事故が起こっているかの具体的な「情報」(事故データの活用)の提供と活用が必要
  - また、自転車交通安全対策の中心となる地方公共団体の積極的な取組を促すための目標設定についての議論も必要
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、自転車走行空間の整備や自転車交通ルールの遵守を確保する観点から、自転車ネットワーク計画の策定状況、自転車交通安全教育の実施状況、自転車関連事故情報の提供状況等を調査

#### 1 自転車ネットワーク計画の策定推進

#### (勧告要旨)

国土交通省は、市区町村における自転車ネットワーク計画策定を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 策定状況調査の結果公表において、市区町村が計画策定の必要性の考察の 用に、国からカテゴリー分けをして情報提供をする場合には、個々のカテゴ リーの内容として、当該カテゴリーに入る市区町村の情報を提供すること。
- ② 策定状況調査の結果公表において、計画策定の必要性に関し補足できる情報の提供に努めること。

#### (説明)

#### ≪施策の概要≫

- 国土交通省と警察庁は、安全で快適な自転車通行空間を効果的・効率的に整備するために、市区町村による自転車ネットワーク計画(注1)の策定を推進
- 計画の策定は、市街地のある849市区町村では53市区町村(6.2%)(注2)
  - (注) 1 面的な自転車ネットワークを構成する路線とその整備形態等を示す計画2 国土交通省が行った策定状況調査(平成25年4月時点)の結果。平成26年4月では、67市区町村(7.9%)が策定

## ≪調査結果≫

- 国土交通省は、策定状況調査において、市街地のある市区町村を、「自転車利 用が多い」、「自転車に関連する事故が多い」という基準で三つにカテゴリー分け (注)
- 自転車利用が多く、かつ、自転車に関連する事故が多いカテゴリーⅢの市区町村 (106 市区町村) では、一般には、自転車ネットワーク計画策定のニーズが大きいという蓋然性が高いと思われるが、過半 (55 市区町村) が計画策定の検討未着手
- 国土交通省は、具体的にどの市区町村がそれぞれのカテゴリーに区分されるか

→:1回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況

⇒:2回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況

## (国土交通省)

→①② 平成 24 年 11 月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を発出し、その周知に努めてきたところである。しかし、その後の新たな技術的な知見や地域の様々なニーズなどを踏まえ、安全で快適な自転車利用環境の創出を早期に図るため、平成 26 年 12 月以降、「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」(注 1)を開催し、自転車ネットワーク計画策定の早期進展を進めるため、ネットワーク計画策定の必要性を判断するための指標を含め幅広い観点から審議を行い、第6回同委員会(27 年 11 月 11 日開催)において、「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた提言(案)を取りまとめた。

同提言(案)では、市街地を有する市区町村において、①「自転車事故の多さ」と「自転車利用の多さ」を指標とした評価、分類を行い、いずれかの指標の上位に該当する市区町村を計画策定すべき市区町村としてリストアップし、自転車ネットワーク計画策定を促すとともに、策定に向けた助言を行うこと、②「自転車事故の多さ」では、自転車関連事故件数及び人口あたりの自転車関連事故件数、「自転車利用の多さ」では、通勤・通学自転車利用人口及び自転車分担率(注2)を評価指標とすることとされた。

また、同提言(案)を踏まえ、平成27年11月以降、自転車ネ

についてのデータを公表せず。また、計画未策定の市区町村に、当該市区町村が いかなるカテゴリーに分類されるかに関する情報を提供せず

このことは、自転車ネットワーク計画策定推進を図る国側と計画策定主体との間に、計画策定の必要性についての認識の齟齬が生じるおそれあり

(注) カテゴリーⅠ・・・カテゴリーⅢ、Ⅱ以外の市区町村

カテゴリーⅡ・・・カテゴリーⅢ以外で、自転車利用が多い、又は、自転車に関連する 事故が多い市区町村

カテゴリーⅢ・・・自転車利用が多く、かつ、自転車に関連する事故が多い市区町村

#### 関係府省が講じた改善措置状況

ットワーク計画策定の必要性に関する情報を該当市区町村へ 提供するなど、市区町村におけるネットワーク計画策定の早期 進展のための取組を実施した。

- (注) 1 国の道路特性や交通状況等を踏まえつつ、自転車ネットワーク計画策定を早期に進展させるための方策などについて、専門的見地から審議を行うための検討委員会
  - 2 通勤・通学時に「自転車のみ」又は「自転車と鉄道・電車」 を選択する 15 歳以上の就業者・通学者数÷全ての交通手段を選 択する 15 歳以上の就業者・通学者数
- ⇒①② 平成 26 年 12 月以降、「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」において、審議を行い、28 年 3 月に「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」について提言を取りまとめ、同年 7 月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改訂を行った。

当該ガイドラインの中では、一定の地域内のエリアや自転車利用目的に応じた基幹となるルートを中心とした自転車ネットワーク等を対象とした段階的な自転車ネットワーク計画策定の取組を加えるなど、同計画の早期策定に向けた新たな手法を提示している。

また、自転車ネットワーク計画の早期策定に向け、当該ガイドラインについて、全国 10 地区において各地方整備局、市区町村等の職員延べ 1,170 人に対して説明会を実施し、周知を図った。

こうした取組もあって、全国の 1,741 市区町村のうち、平成 28 年 4 月時点の自転車ネットワーク計画策定済みの市区町村数 は、92 市区町村(全て市街地を有する市区町村)、28~29 年度 に新たに同計画の策定を予定している市区町村は 61 市区町村

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
物告事項	関係府省が講じた改善措置状況 となっており、25 年 4 月時点における同計画策定済みの53 市区町村から着実に増加している。 また、平成27 年 11 月時点で市街地を有する市区町村において、「自転車事故の多さ」と「自転車利用の多さ」を指標とした評価、分類を行い、いずれかの指標の上位3 割に該当し、自転車ネットワーク計画未策定の81 市区町村に対しては、同計画策定の必要性に関する情報を個別に提供するとともに、計画策定に向けた助言などを実施した。 ちなみに、当該81 市区町村のうち、平成27 年度中に新たに自転車ネットワーク計画を策定した市区町村数は3 市区町村、28~29 年度に新たに計画策定を予定している市区町村は15 市区町村である。残る市区町村についても、自転車ネットワーク計画策定に向けた関係機関による協議会の設置を働きかけており、今後も新たなガイドラインの周知や同計画の策定に向けた助言などを実施していくこととしている。

#### 2 自転車に関する道路交通秩序の維持と交通安全教育

#### (勧告要旨)

文部科学省及び国家公安委員会(警察庁)は、都道府県教育委員会等における自転車交通ルールの遵守に向けた指導・教育の充実を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 文部科学省は、都道府県教育委員会等に対し、都道府県警察とのより一層 緊密な連絡・調整等連携の下に、各都道府県等の個人情報保護条例の範囲内 において、指導警告票に係る情報の適切な活用の推進を図るよう指導するこ と。
- ② 警察庁は、都道府県警察に対し、都道府県教育委員会等とのより一層緊密な連絡・調整等連携の下に、各都道府県の個人情報保護条例の範囲内において、指導警告票に係る情報の適切な活用の推進を図るよう指導すること。

#### (説明)

## ≪施策の概要≫

- 自転車の交通ルール (道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)) 普通自転車は車道通行が原則 (児童・幼児、70 歳以上の高齢者等は例外的に 歩道通行可)等
- 道路交通法違反行為を行った運転者に対しては、違反行為を指摘し、自転車安全利用五則や民刑事の責任を問われる可能性を注意喚起する「指導警告票」を交付

## ≪調査結果≫

- 教育委員会(教委)や学校の中には、警察との連携により、指導警告票の交付件数、違反形態別件数等の情報を入手し、自転車交通安全教育に活用しているものあり
- 一方、調査した 27 教委中 25 教委が指導警告票の交付実績を未把握。うち、10

#### (文部科学省)

→① 都道府県教育委員会等における自転車交通ルールの遵守に向けた指導・教育の充実を図る観点から、都道府県教育委員会等に対し、「自転車指導警告票の情報を活用した交通安全教育の推進について(依頼)」(平成27年8月31日付け27ス学健第35号文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知)を発出し、自転車による交通事故の未然防止に資するため、警察との連携を強化し、指導警告票に係る情報等の適切な活用を図り、学校における交通安全教育を一層推進するよう依頼した。

なお、本通知については、警察庁と協議の上発出したものであり、警察庁においては、都道府県警察に対し、都道府県警察と都 道府県教育委員会等が一層の連携の下、指導警告票に係る情報の 適切な活用の推進を図るよう指導した。

- ⇒① 「自転車指導警告票の情報を活用した交通安全教育の推進について(依頼)」(平成27年8月31日付け27ス学健第35号文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知)の発出以降、平成28年9月末までに、45都道府県の教育委員会等において、警察から提供された指導警告票に係る情報について自転車交通安全教育に活用しており、残る2都道府県の教育委員会においても、現在、指導警告票に係る情報の共有及び活用に向けて協議中である。本通知を踏まえた教育委員会等における活用の具体例は、次のとおりである。
  - ・ 県教育委員会においては、同県警察から提供を受けた指導警告票に係る情報を学期ごとに集約して校長会を通じて配布し、 長期休業前の生徒への交通安全指導に活用した。

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
教委は、交付実績の把握の必要性を感じるなどと回答	<ul><li>県立学校においては、同県警察から提供を受けた指導警告票</li></ul>
同じく 38 中学校・高等学校中 34 中学校・高等学校で未把握。未把握の学校か	の内容、自転車安全利用五則及び平成27年6月に施行された自
らは、「生徒の指導警告票の情報は、どこからどのようにして入るのか仕組みが	転車運転者講習制度 (注) について、生徒に対し指導を行った。
不明」等の意見あり	(注) 道路交通法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 43 号)に基
	づき、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険 行為)を反復して行った自転車の運転者に対し、自転車運転者講習
	を実施する制度であり、平成27年6月1日から開始
	(国家公安委員会 (警察庁))
	→② 自転車交通ルールの遵守に向けた指導・教育の充実を図る観点
	から、都道府県警察に対し、「学校と警察との連携の強化による自
	転車交通安全対策の推進について」(平成27年9月10日付け警察
	庁丁交企発第 136 号、丁交指発第 110 号警察庁交通局交通企画課
	長、警察庁交通局交通指導課長通達)を発出し、都道府県警察と
	都道府県教育委員会等が一層の連携の下、指導警告票に係る情報
	の適切な活用の推進を図るよう指導した。
	なお、本通達については、文部科学省と協議済みであり、文部
	科学省においては、都道府県教育委員会等に対し、自転車による
	交通事故の未然防止に資するため、警察との連携を強化し、指導
	警告票に係る情報等の適切な活用を図り、学校における交通安全
	教育を一層推進するよう、通知を発出した。
	  ⇒② 「学校と警察との連携の強化による自転車交通安全対策の推進
	について」(平成 27 年 9 月 10 日付け警察庁丁交企発第 136 号、丁
	交指発第 110 号警察庁交通局交通企画課長、警察庁交通局交通指
	導課長通達)の発出以降、平成28年9月末までに、45都道府県警
	察において、その管轄区域内の教育委員会等に対し指導警告票に
	示に切りて、「ひら行位物に対象を表すに対し出待言の示に

係る情報を提供しており、残る 2 都道府県警察においても、教育

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
	委員会と指導警告票に係る情報提供及び活用に向けて協議中である。 本通達を踏まえた都道府県警察における取組の具体例は、次のとおりである。 ・ 県警察交通部担当者と同県教育委員会、同県内の市教育委員会の各担当者等が合同で検討会を開催し、意見交換を行った上、指導警告票が教育機関において適切に活用されるよう「自転車の現場指導票等に係る情報の適切な活用の推進のためのガイドライン」を策定した。 ・ 県警察が提供した指導警告票に係る情報が適切に活用され、学校における自転車交通安全教育が効果的になされるよう、同県学校安全指導者養成研修会に同県警察交通部担当者を講師として派遣し、教職員等に対して交通安全対策についての講義を行った。

## 3 様々な自転車交通安全対策の展開と交通事故情報の活用

#### (勧告要旨)

国家公安委員会(警察庁)及び内閣府は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 警察庁は、都道府県警察に対し、市区町村、各般の参加・協力を得て進められている自転車交通安全のための取組について、関係者による交通事故情報の活用を支援する観点から、市区町村別の自転車関連事故の発生状況に係る情報等の提供を充実するよう指導すること。その際、提供方法については、公表、市区町村からの求めに応ずる方法等、情報の内容やニーズに応じた適切な対応となるよう留意すること。
- ② 内閣府は、交通安全基本計画を推進する観点から、都道府県警察は市区町村別の自転車関連事故の発生状況に係る情報等の提供を行っていること、市区町村が自転車交通安全対策を推進するに当たっては、これらの情報の活用が考えられる旨を周知すること。

#### (説明)

## ≪施策の概要≫

○ 交通事故情報については、警察庁が「交通事故統計」や「交通事故の発生状況」 等で毎年公表

都道府県警察においても、交通事故に係る年報等を作成し、管内警察署や地方 公共団体に配布するとともに、管内の自転車関連事故件数等を公表しているもの あり

## ≪調査結果≫

- 自転車関連事故件数等の市区町村別のデータは必ずしも公表されず
- 一方、都道府県警察の中には、市区町村別の自転車関連事故情報を公表しているもの、自転車関連事故発生箇所を地図上に図示しているものあり
- また、市区町村の交通安全対策の担当者に対してアンケートを行ったところ、

#### (国家公安委員会 (警察庁))

→① 市区町村等による交通事故情報の活用を支援する観点から、都 道府県警察に対し、「地方公共団体等に対する自転車関連事故の発 生状況等に係る情報提供の充実について」(平成27年9月28日付 け警察庁丁交企発第168号警察庁交通局交通企画課長通達)を発 出し、市区町村別の自転車関連事故の発生状況に係る情報等の提 供を充実するよう指導した(勧告要旨の「その際」以下の留意事 項についても同通達に記載した。)。

なお、本通達については、内閣府と協議済みであり、内閣府に おいては、都道府県及び政令指定都市に対し、都道府県警察は市 区町村別の自転車関連事故の発生状況に係る情報等の提供を行っ ていること、自転車交通安全対策の推進に当たっては、これらの 情報の活用が考えられることを内容とする市区町村への周知依頼 文書を発出した。

⇒① 「地方公共団体等に対する自転車関連事故の発生状況等に係る情報提供の充実について」(平成 27 年 9 月 28 日付け警察庁丁交企発第 168 号警察庁交通局交通企画課長通達)の発出以降、平成 28 年 9 月末までに、47 都道府県警察全てが地方公共団体等に対し自転車関連事故の発生状況等に係る情報を提供した。

本通達を踏まえた都道府県警察における取組の具体例は、次のとおりである。

・ 市から駅前の自転車関連事故防止対策を行いたい旨の相談を 受けた県警察が、同市内の駅周辺における自転車関連事故発生 状況を発生番地別に分類して提供したところ、同市が策定する 「自転車利用環境整備計画」(自転車ネットワーク計画) に当該

	関係府省が講じた改善措置状況
# 日 事 場 日 事 ま 日 事 場 日 事 場 日 事 場 日 事 場 日 事 場 日 事 場 日 事 ま 日 事 場 日 事 ま 日 事 ま 日 事 ま 日 事 ま 日 事 ま 日 事 ま 日 事 ま 日 事 ま 日 事 ま 日 事 日 事	事故発生状況が盛り込まれ、自転車交通安全対策の検討に活用
ズはあるが、実際には未取得のデータあり	された。
	・ 市から各学校周辺の自転車関連事故発生状況を把握したい旨 の要望を受け、県警察から同市内の各学校周辺における自転車
	関連事故の件数、事故多発地点、事故の特徴等具体的な発生状
	関連争成の行数、争成多光地点、争成の行戦等具体的な光生状況を提供した結果、同市において、学校周辺の自転車関連事故
	スを提供した相条、向前において、子校周辺の自転単関連事故 多発場所に「自転車ストップマーク」(注)を設置するなど自転
	多光場所に「白転車ストックマーク」(注)を設置するなど白転車交通安全対策が実施された。
	(注) 交通事故防止のために設置される法定外表示
	(内閣府)
	`` * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	の自転車関連事故の発生状況に係る情報等の提供を行っているこ
	と、自転車交通安全対策を推進するに当たっては、これらの情報
	の活用が考えられる旨、管内の市区町村に対する周知依頼文書「自
	   転車の交通安全対策推進に当たっての交通事故情報の活用につい
	   て(依頼)」(平成 27 年 10 月 7 日付け府政共生第 1266 号内閣府政
	策統括官(共生社会政策担当)付交通安全対策担当参事官通知)
	を発出した。
	なお、本周知依頼文書については、警察庁と調整済みであり、
	警察庁においては、市区町村別の自転車関連事故の発生状況に係
	   る情報等の提供を充実するよう都道府県警察に対し、「地方公共団
	体等に対する自転車関連事故の発生状況等に係る情報提供の充実
	について」(平成 27 年 9 月 28 日付け警察庁丁交企発第 168 号警察
	庁交通局交通企画課長通達)を発出した。
	⇒② 「自転車の交通安全対策推進に当たっての交通事故情報の活用

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
	について (依頼)」(平成 27 年 10 月 7 日付け府政共生第 1266 号内
	閣府政策統括官(共生社会政策担当)付交通安全対策担当参事官
	通知)の発出以降、平成 28 年 10 月に開催した都道府県・政令指
	定都市交通安全対策主管課(室)長会議や同年8月から11月までの
	間に全国 6 ブロック等において 8 回開催されたブロック交通安全
	対策主管課(室)長会議等において、本周知依頼文書を配布した
	上で改めて説明することにより、都道府県警察から提供される自
	   転車関連事故の発生状況に係る情報の活用について、一層の周知
	を図った。

## 4 自転車交通安全対策の目標

#### (勧告要旨)

内閣府は、広がりをみせる自転車交通安全対策を総合的に推進する観点から、 中央交通安全対策会議における次期交通安全基本計画の検討過程において、各 地方公共団体等における目標設定行動に資するように、自転車乗用中死傷者数 等の自転車交通安全対策に係る目標の在り方、示し方について、検討すべき論 点を示す必要がある。

#### (説明)

#### ≪施策の概要≫

- 現行の第9次交通安全基本計画(計画期間:平成23~27年度)における自転車関係の目標は、「自転車乗用中の死者数についても、道路交通事故死者数全体の減少割合と同程度又はそれ以上の割合で減少させることを目指す」とされているが、具体的な目標値は未設定
- 第9次交通安全基本計画の検討に資するために行われた調査(注)では、自転車関係の目標に関して、「科学的根拠を有する目標値設定は困難」との考察あり (注)「道路交通安全に関する基本政策等に係る調査」(平成21年度)

## ≪調査結果≫

- 国の交通安全基本計画などの上位計画において、自転車に関する数値目標がないことを原因・遠因として、都道府県や市区町村の交通安全計画等において、自転車に関する数値目標を設定していないと考えられる地方公共団体あり
- 目標設定により、様々な取組からなる自転車交通安全対策において取組全体に 総合性を与え、施策全体としての進展が期待

#### (内閣府)

→ 平成 27 年 6 月 29 日に開催した中央交通安全対策会議専門委員会議(注) (第 2 回)において、資料「自転車交通安全対策に関する行政評価・監視結果報告書(抜粋)」を示し、勧告に至る経緯を説明するとともに、自転車乗用中の死者数の推移等に関するデータを示し、自転車の安全対策に係る目標の在り方等について検討すべき論点を提示した。

同会議において、専門委員から、自転車の交通実態には地域特性がある旨の意見が複数あったことや、自転車交通安全対策に関する国全体の数値目標を設定した場合に地方が受ける影響等に鑑み、自転車交通安全対策については、第9次交通安全基本計画(計画期間:平成23~27年度)の「交通事故死者数の減少割合と同程度又はそれ以上の割合での減少を目指す」という方向の目標設定がふさわしい旨の結論を得た。

- (注) 交通安全基本計画の作成等の事務をつかさどる中央交通安全対策会議(会長:内閣総理大臣、委員:内閣総理大臣が任命する関係閣僚)に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができるとされており(交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第15条第4項)、従来、交通安全基本計画の作成に当たっては、専門委員会議を開催し、交通安全に高い識見を備えた学識経験者等から意見を聴いている。現在は、第10次交通安全基本計画(計画期間:平成28~32年度)の作成に当たって、当該会議が開催されている。
- ⇒ 平成 27 年 6 月開催の中央交通安全対策会議専門委員会議の結論を 踏まえ、第 10 次交通安全基本計画(平成 28 年 3 月 11 日中央交通安 全対策会議決定。計画期間:平成 28~32 年度)において、「自転車 乗用中の死者数についても、道路交通事故死者数全体の減少割合以 上の割合で減少させることを目指す」ことを目標として設定した。

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
	なお、当該目標の達成に向けて、同基本計画においては、自転車
	の走行空間の確保、交通安全教育の充実、放置自転車対策等を推進
	することとしており、新たに、①自転車ネットワーク計画の作成や
	道路空間の整備、通行ルールの徹底を進めるための「安全で快適な
	自転車利用環境創出ガイドライン」(平成 24 年 11 月国土交通省、警
	察庁)(注)の周知、②自転車運転者講習制度の適切な運用、③自転
	車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等やイヤホン等
	を使用した状態での乗車の危険性等についての周知などを明記し
	<i>t</i> =.
	(注) 本ガイドラインは平成28年7月に改訂